

介護支援専門員研修（法定研修）受講案内

○研修実施機関

2021年(令和3年)現在、長野県では県の指定を受けて社会福祉法人長野県社会福祉協議会（以下、県社協）が介護支援専門員に係る全ての法定研修を実施しています。

○受講対象者

長野県における介護支援専門員研修（法定研修）の受講対象となるのは、原則として介護支援専門員の登録が長野県の方です。登録地が他県の方は、所定の手続きが必要となりますので、長野県介護支援課にお問合せください。

●2021年（令和3年度）における更新研修受講対象者

本年度における更新研修の受講対象となるのは、介護支援専門員証の有効期間満了日を令和3年10月1日～令和4年9月30日に迎える方です。

※主任介護支援専門員更新研修の受講対象期間は、主任介護支援専門員更新研修募集要項に記載の受講対象者早見表をご確認ください。

○介護支援専門員としての実務従事の方法について

実務に従事している（又は従事していた）とは、下記の対象施設で介護支援専門員（又は計画作成担当者）としての業務を行っている（又は行っていた）もしくは居宅介護支援事業所の管理者となっている（又はなっていた）ことです。

- | | |
|---------------------------|-----------------------|
| ・ 地域包括支援センター（予防プラン作成含） | ・ 介護老人福祉施設 |
| ・ 居宅介護支援事業所 | ・ 介護老人保健施設 |
| ・ 特定施設入居者生活介護事業所 | ・ 介護療養型医療施設 |
| ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 | ・ 介護予防支援事業所 |
| ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 | ・ 介護予防特定施設入居者生活介護事業所 |
| ・ 認知症対応型共同生活介護事業所 | ・ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 |
| ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護事業所 | ・ 介護予防認知症対応型共同生活介護事業所 |
| ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所 | |

前回の資格更新以降従事経験がない場合は実務未経験者となります。実務未経験で更新研修の受講を検討している方は、複数回目の更新であっても、介護支援専門員更新研修（実務未経験者）をお申込みください。

○研修日程について

研修日程表又は各研修の募集要項をご確認ください。

○受講方法等

今般の感染症予防や拡大防止に向けた対応を考慮し、研修について、オンラインによる受講と集合研修を組み合わせ実施します。

集合研修については、各研修日程表に記載の期間で実施する予定ですが、感染状況や受講人数等を考慮しつつ、会場を検討しているため、集合研修実施の2か月前を目途に、会場及び日程を研修受講決定者にお知らせします。

会場は基本的に、松本市（主に中信、南信及び東信のうち上田市、小県郡、立科町の方）、長野市（主に北信、東信のうち東御市、小諸市、佐久市、北佐久郡（立科町以外）、南佐久郡の方）を想定しています。（変更となる場合もあります。）

※1 オンライン研修では、提出課題を設けます。

※2 オンライン研修に係るインターネット環境等は受講者各自でご用意ください。

○申込方法

＜更新研修（実務経験者）【初回更新者】、更新研修（実務経験者）【2回目以降更新者】更新研修（実務未経験者）、再研修、専門研修の申込＞

以下の URL から、インターネットで申込を行ってください。

<https://forms.gle/FbCJfKQx41uGFSwP9>

(エ)

※1 専門研修を受講する場合、インターネット申込のほか、実務に従事した期間を確認するため、「実務経験証明書」を郵送してください。

※2 直近の法定研修を長野県以外で修了した場合は、インターネット申込のほか、修了証書の写しを提出（郵送、FAX、メール）してください。

＜主任介護支援専門員研修、主任介護支援専門員更新研修＞

長野県社会福祉協議会のホームページ又はきやりあねっとのホームページから印刷して記入（又は入力して印刷）し、添付書類と併せて郵送にてお申込みください。

【郵送先】〒380-0936 長野県長野市中御所岡田98-1

社会福祉法人長野県社会福祉協議会

ケアマネ研修情報センター 介護支援専門員研修担当 宛

【FAX】 026-227-0137 【メール】 care@nsyakyo.or.jp

＜介護支援専門員実務研修＞

実務研修受講試験合格者へ申込方法等を案内します。（第1期は申込受付済み）

○申込期限

令和3年4月16日（金）

※ 主任介護支援専門員更新研修は、令和3年7月1日（木）～7月30日（金）が申込期間となります。

○受講の決定

受講決定者には、受講決定通知を発送します。また、受講ができない方にもその旨を連絡します。

- ※ 受講決定通知は、各研修の開始2週間前までに発送します。
- ※ 集合研修の会場及び日程は、集合研修期間の2か月前を目途にご連絡します。

○修了証書の交付

各研修の全課程を修了した方に修了証書を交付します。

※修了証書の交付を受けただけでは資格の登録や更新はされません。必ず介護支援専門員の資格管理担当課である長野県介護支援課へ各申請を行ってください。

●修了証書の紛失について

各研修の申込みに必要な修了証書を紛失した場合は、以下の担当課までお問合せください。

- ・平成24年度以降の修了証書…長野県社会福祉協議会 ケアマネ研修情報センター
- ・それ以前の修了証書…長野県地域福祉課

●主任介護支援専門員更新研修・主任介護支援専門員研修修了証書について

主任介護支援専門員更新研修の修了証書を以て介護支援専門員証の更新ができます。(更新の申請方法については研修時にご案内します)

主任介護支援専門員研修の修了証書は介護支援専門員証の更新要件を満たしませんので更新申請時使用できません。十分ご注意ください。

○研修受講料等

研修開始前に配布する請求書に基づいて納期限までに指定口座へお振込みください。

※ 一旦納付された受講料等は一切返還できません。また、次年度以降又は他の研修に充当することもできません。

※ 研修途中に受講を辞退する場合も受講料等は全額お支払いいただきますので、十分ご注意ください。

研修名		受講料・資料代
介護支援専門員実務研修		59,400円
介護支援専門員更新研修	実務経験者【初回更新者】 専門課程Ⅰ及びⅡ受講	52,400円
	実務経験者【初回更新者】 専門課程Ⅱのみ受講	18,340円
	実務経験者【2回目以降更新者】	18,340円
	実務未経験者	41,600円
介護支援専門員専門研修	専門研修課程Ⅰ	34,060円
	専門研修課程Ⅱ	18,340円
主任介護支援専門員研修		47,200円
主任介護支援専門員更新研修		56,400円
介護支援専門員再研修		41,600円

介護支援専門員証の有効期間満了を迎える方へ

1 基本的な取扱い

〈初回更新者〉

(1) 介護支援専門員としての業務を行うには介護支援専門員証の更新が必要です。

※介護支援専門員証の有効期間が満了しても介護支援専門員の登録は抹消されませんので、実務に就く予定のない方は、すぐに更新をする必要はありません。ただし、有効期間満了後改めて実務に就くには、介護支援専門員再研修受講修了後に介護支援専門員証の交付を受ける必要がありますのでご注意ください。

(2) 介護支援専門員証の更新のためには「介護支援専門員更新研修」又は「介護支援専門員専門研修課程Ⅰ及びⅡ」を修了する必要があります。

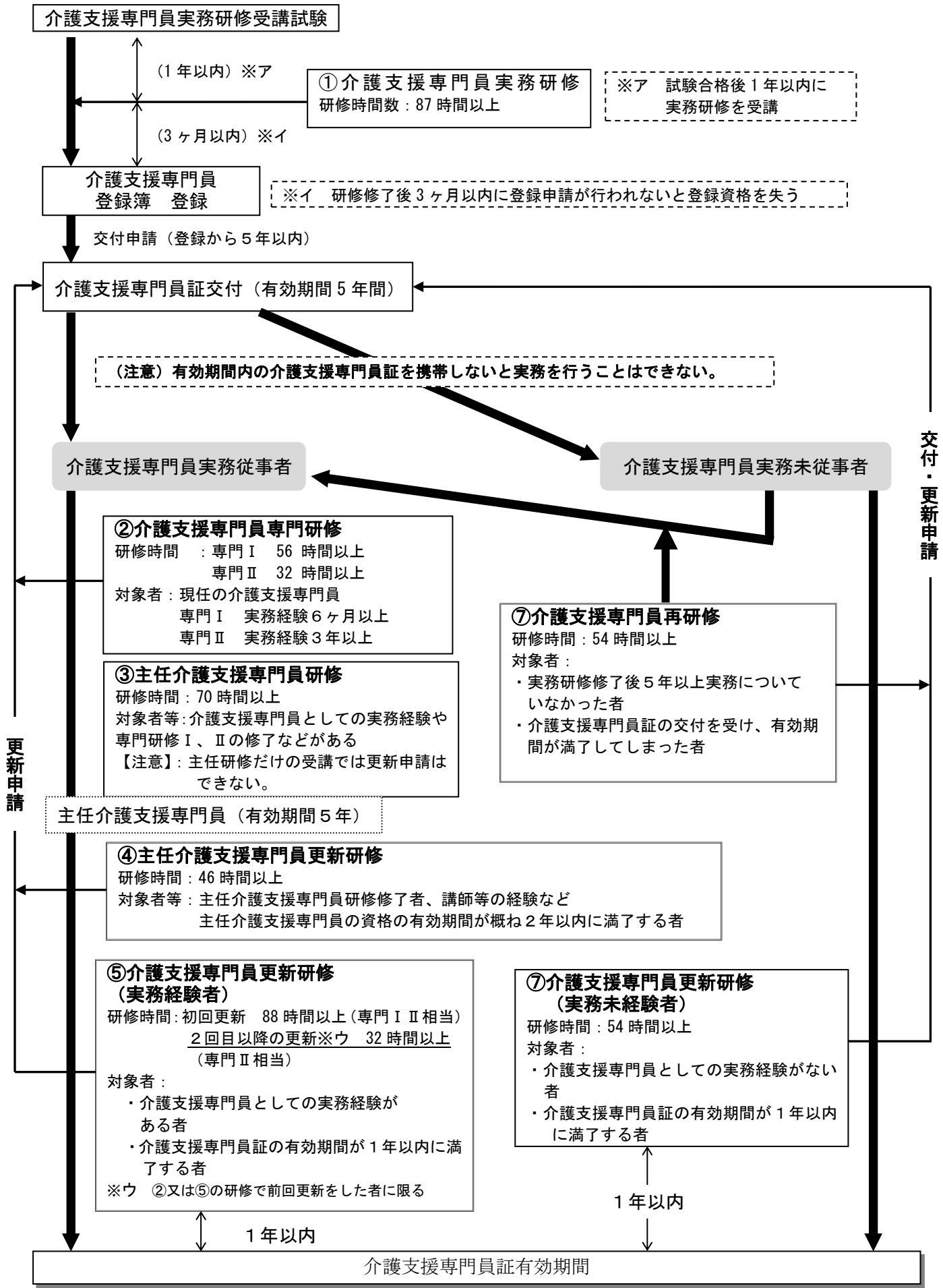
〈2回目以降更新者〉

2回目以降更新者の方は、前回の更新の際に受講した研修やその後の実務経験の有無等により受講する研修が異なりますので、詳しくはフローチャートにてご確認ください。

2 初回更新者の研修について

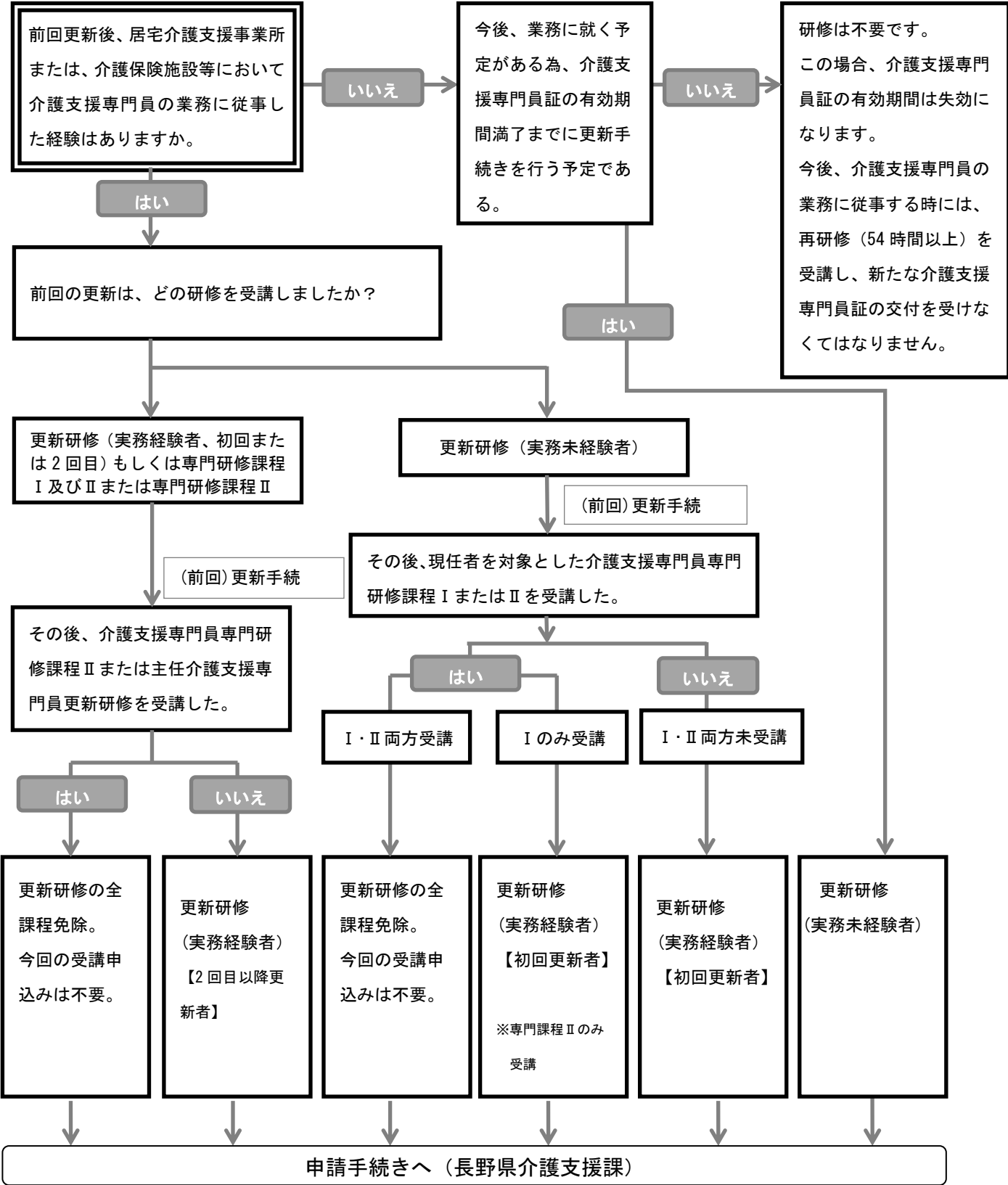
対象となる方	該当となる研修
現在、介護支援専門員として従事している方	現に所持している介護支援専門員証の有効期間内に介護支援専門員専門研修(専門研修課程Ⅰ及びⅡ)を修了された方 ⇒更新に必要な研修は修了しています。 ※更新は自動では行われませんので手続きを忘れずに行ってください。
	現に所持している介護支援専門員証の有効期間内に介護支援専門員専門研修のうち専門研修課程Ⅰを修了し、専門研修課程Ⅱが未受講の方 ⇒介護支援専門員更新研修(実務経験者)【初回更新者】の受講を申込み、専門課程Ⅱを受講してください。
	現に所持している介護支援専門員証の有効期間内に介護支援専門員専門研修を未受講の方 ⇒介護支援専門員更新研修(実務経験者)【初回更新者】の受講を申込み、専門課程Ⅰと専門課程Ⅱを両方受講してください。
現在は介護支援専門員として従事していないが、以前に介護支援専門員として従事した経験がある方	⇒介護支援専門員更新研修(実務経験者)【初回更新者】が受講できます。 ※ただし、介護支援専門員としての業務に就く予定の無い方は、すぐに研修を受ける必要はありませんが、研修を修了しないと更新申請はできません。
介護支援専門員として登録後、一度も介護支援専門員として従事した経験がない方	⇒介護支援専門員更新研修(実務未経験者)が受講できます。 ※ただし、介護支援専門員としての業務に就く予定の無い方は、すぐに研修を受ける必要はありませんが、研修を修了しないと更新申請はできません。

介護支援専門員研修体系 2021 年(令和 3 年度)



介護支援専門員更新研修フローチャート(2回目以降更新者用)

介護支援専門員証の有効期間内に主任介護支援専門員更新研修を修了された場合は、本研修の修了をもって介護支援専門員証を更新することができます。その場合、下記更新研修、専門研修の受講は不要です。
(ただし、研修修了後決められた期間に更新手続きを長野県へ行う必要があります。)



前回の更新時に受講した研修を確認の上、お間違えのないようにお申込みください。
具各研修の案内ページもご覧ください。